

銃刀法施行規則等が一部改正になりました!

(平成27年3月1日施行)

改正の趣旨

銃砲所持者の申請等における負担を軽減させるため

注: 今回の改正により申請等手数料に変更はありません。

申請書等の様式が大幅に変わります!

変更点①

申請書等提出通数、添付写真枚数の削減

例1	旧	初心者・経験者講習受講申込書 2通 + 写真2枚
	新	初心者・経験者講習受講申込書 1通 + 写真1枚
例2	旧	技能講習受講申込書 2通 + 写真2枚
	新	技能講習受講申込書 1通 (写真不要)
例3	猟銃3丁の許可更新申請の場合	
	旧	猟銃等所持許可更新申請書 3通 (3丁分)
	新	猟銃等所持許可更新申請書1通 + 3丁分の詳細記載の別紙

★ 削減しないもの→射撃教習、新規所持許可、許可証の交付を伴う更新、再交付、技能検定受験申請

変更点②

申請書添付書類省略

省略書類

①同居親族書

③住民票の写し(本籍記載)

②身分証明書

④経歴書

省略できる場合



「既所持者の許可・更新申請」「教習修了証明書有効期間内の所持許可申請」

省略できない場合

「許可証交付を伴う更新申請」「県外からの転入者の所持許可・更新申請」



◎ 戸籍抄本の添付が不要⇒本籍地記載の住民票の写しを添付

変更点③

本籍地欄の削除

「講習受講申込書関係」「講習修了証明書関係」「射撃指導員指定申請書」等

申請書等の様式が変更になります

変更点④

同居親族書の提出を求める場合の拡大

「技能検定」「教習資格認定」「練習資格認定」

同居親族書の添付が必要になります

変更点⑤

診断書作成主体の追加

今までは…

- 精神保健指定医
- 精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師



追加

- 過去1回以上、心身の状況について診断した医師

ただし、追加事項の診断書を添付する場合…

過去の診断書、受診履歴等の
受診歴が分かるものを診断書とともに提出

★ 注：診断書の作成については、事前に作成可能であるか医師に確認してください。

診断書については、3か月以内の診断書の再利用が可能になります。

★ 3か月以内に複数回の申請をする予定があれば、申請書に診断書の写しを添付し、原本は3か月以内の申請に再利用することができます。

変更点⑥

認知機能検査制度の見直し

変更前

道路交通法の認知機能検査を許可満了前の
2月前から1月前までに受けていれば同検査は有効

変更後

5月前から1月前までに変更

変更点⑦

所持許可申請等の欠格事由欄の取扱い

申請書に「欠格事由のチェック欄」が設けられ誓約書が不要となります。